

令和4年6月30日

教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 令和4年6月30日（木曜日） 午後 5時45分開会

午後 6時38分閉会

◇開催の場所 本庁舎4階 庁議室

◇出席委員等 4名

教 育 長	宍 戸 健 悦 君	委 員 (教育長職務代理者)	阿 部 邦 英 君
委 員	梶 谷 美 智 子 君	委 員	大 和 千 恵 君

◇欠席委員 1名

委 員 杉 山 昌 行 君

◇説明のため出席した者の職氏名

事 務 局 次 長	鈴 木 憲 君	事 務 局 次 長 (教育・文化 芸術振興担当)	今 野 順 子 君
参 事 兼 学 校 安 全 推 進 課 長	高 城 英 樹 君	教 育 総 務 課 長	今 野 良 司 君
学 校 教 育 課 長	福 田 光 一 君	学 校 管 理 課 長	大 山 健 一 君
生 涯 学 習 課 課 長 補 佐	川 原 田 修 一 君		

◇書 記

教 育 総 務 課 長 補 佐	戸 田 正 樹 君	教 育 総 務 課 長	平 塚 悦 子 君
教 育 総 務 課 主 事	河 井 夏 月 君	教 育 総 務 係 長	

◇付議事件

一般事務報告

・教育長報告

・令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

報告事項

報告第7号 専決処分の報告について

専決第11号 石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例

専決第12号 石巻市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例

専決第13号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

（教育委員会の事務に係る部分）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第14号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

審議事項

第43号議案 石巻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の出勤記録等
管理規程の一部を改正する訓令

第44号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱い
に関する要綱の一部を改正する訓令

その他

午後 5時45分開会

○事務局（戸田正樹君） 教育長。

本日、事務局長及び生涯学習課長が公務のため欠席をしておりますので、御報告させていただきます。

○教育長（宍戸健悦君） はい、分かりました。

では、よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただいまから、令和4年第6回定例会を開会いたします。

本日の会議ですが、杉山委員が欠席です。

会議録署名委員の指名

○教育長（宍戸健悦君） それでは、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、大和委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

教育長報告

○教育長（宍戸健悦君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項が4件、審議事項が2件、その他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

初めに、わたくしから報告をいたします。

初めに、今月の学校の状況について報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染者数につきましては、石巻市も以前より減少し、小・中・高校生につきましても減少傾向にあります。しかし、一部の小学校で感染が広がる状況が見られ、学年閉鎖に続き、学校閉鎖にした学校がありました。

小学生年代のワクチン接種率が3割程度という状況を鑑みれば、感染拡大への予防対策の徹底と継続が重要と考えます。気温の高い日が増え、熱中症予防のためのマスクを外しての活動も適切に行いながら、レベル2としての予防対策を改めて継続してまいりたいと考えております。

半面、マスク着用により、ストレスを抱えている子供たちがいることも報告されております。家庭と連携しながら、マスクの着脱について、場に応じた適切な指示ができるよう、改めて教職員への指導を行ってまいります。

次に、学校生活についてであります。小・中・高校ともにおおむね順調に1学期の授業を進めております。

中学校につきましては、6月11日土曜日、12日日曜日に、令和4年度第18回石巻地区中学校総合体育大会が開催されました。昨年は、コロナウイルス感染予防のため無観客での実施となりましたが、今年度は種目ごとに人数制限はありましたが、保護者の観戦が可能となり、各会場とも無事に行われました。6月21日火曜日、22日水曜日には、陸上競技も宮城野原公園総合運動場弘進ゴムアスリートパーク仙台で無事開催されました。

また、プール開きや学校行事、指導主事訪問等も例年どおり行われ、充実した教育活動が進められている状況でございます。

次に、令和4年度宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会圏域別会議の開催について御報告をいたします。

来る7月26日火曜日、宮城県大崎合同庁舎にて、県北圏域会議が開催されます。テーマは、体力、運動能力の向上についてと外国人児童・生徒の受入れについてとなっております。私と阿部邦英委員が出席する予定となっております。会議の内容については、次回、御報告をいたします。

また、市議会第2回定例会は、6月16日に開会し、7月1日までの16日間で行われております。教育委員会といたしましては、条例改正と一部会計補正予算を上程しており、この後、御報告申し上げます。また、一般質問の内容につきましては、次回、御報告をいたします。

これで私からの報告を終わります。

御質問等ございますか。

(「ありません」との声あり)

○教育長(宍戸健悦君) よろしいですか。

令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○教育長(宍戸健悦君) それでは、なければ次に、「令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について」の報告を教育総務課長からお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、令和4年度石巻市教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について御説明申し上げます。

表紙番号2、一般事務報告資料の1ページを御覧願います。

初めに、番号1、事業の概要及び目的でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条では、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定されており、また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

この規定に基づき、本市教育委員会の令和3年度の活動状況に関して、点検及び評価を実施するものでございます。

次に、番号3の（1）点検及び評価の対象事業であります。石巻市教育振興基本計画実施計画の掲載事業のうち、将来にわたり長期的に継続していくべき事業、子供の安全安心のため重点的に取り組むべき事業として、学校教育分野で8事業、社会教育・保健体育分野で2事業の計10事業を選定いたしました。

対象事業につきましては、4ページから7ページを御覧願います。

事業一覧のうち、網かけになっている箇所が、今回選定した10事業となります。4ページの4番、サイエンスラボ事業、11番、心の教育推進事業（いじめ、暴力行為の防止）、36番、学校防災推進事業、38番、国際理解教育推進事業、5ページの42番、特別支援教育支援員配置事業、47番、適応指導教室運営事業、66番、桜坂高等学校の魅力ある学校づくり事業、6ページの106番、協働教育推進事業、115番、読書環境整備事業につきましては、昨年度と同一事業となり、5ページの71番、校舎等整備事業につきましては、新規に選定しております。

次に、1ページにお戻り願います。

（2）点検及び評価の方法であります。選定した事業については、担当課において事業調査票を作成し、令和3年度における実施状況及び成果の自己点検及び評価を行います。そして、この調査票を基に、学識経験者からの意見聴取を実施することとなります。

次に、2ページを御覧願います。

番号4、学識経験者の知見の活用についてでございますが、学校教育に関する学識経験を有する者2名、生涯学習に関する学識経験を有する者1名、合計3名を選考いたしました。

ここからは、番号8、事業実施スケジュールに沿って御説明申し上げますので、3ページを御覧願います。

表の左側が教育委員会での審議等、右側が事務局の事務手続等となっております。

5月中旬に学識経験者の選考を行っております。

6月上旬に各課から提出された調査票の内容確認をし、6月7日に学識経験者への事前説明会を実施しております。

6月下旬、本日の第6回定例会におきまして、点検評価の概要を説明させていただいております。

7月上旬、5日には学識経験者からの意見聴取会を開催し、点検及び評価報告書を作成いたします。教育委員の皆様には、7月下旬の第7回定例会におきまして、報告書の内容について御審議いただきます。

9月上旬には、点検及び評価結果の公表として、報告書を市議会第3回定例会に提出し、市ホームページに掲載する予定となっております。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） それでは、ただ今の報告に対して、御質問等はございませんか。

梶谷委員。

○委員（梶谷美智子君） 質問ではないのですが、今後のことということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

令和4年度の点検評価の対象事業、重点的にというものについての話されましたけれども、第2期石巻市教育振興基本計画の石巻市の現状と課題というところにもありますように、石巻市の子供たちの体力、運動能力については、県や全国レベルから低い状態、そして、肥満傾向の子供たちも全国数値に対して1.5倍と、とても大きな課題になっているということが、教育振興基本計画の現状と課題のところに書かれております。

いろいろな研究で、学力と体力、運動能力の相関関係というものについて研究がなされていまして、脳科学の研究面から見ても、運動が脳を活性化させ、集中力や記憶力を高め、勉強のパフォーマンス向上につながるということも明らかになっております。

今年度から3年計画で学力向上プランに取り組む本市にとって、学力とこの体力、運動能力の向上ということは、非常に重要な視点だと思うのです。そういったところ、次は体力、運動能力の向上、併せて本当は食育というところも力を入れていかなければならないと私は思っているのですが、その点に視点を持っていって取り組んでいく取組を推進していくということが大事なのではないかなと思います。

その際に、体力、運動能力も、もちろん食育もそうなのですが、これは小・中学生だ

けを対象というのではなくて、保育所はちょっと管轄が違うのですけれども、幼稚園、保育所も同じように取り組んでいけたらなというのが私の考えです。

私も、4年間幼稚園に勤める経験をしたわけですがけれども、幼児期から小学校の低学年までに、運動能力の基礎の部分が育成されるということも言われておりますし、幼児期の運動をどのように捉えて、そして、どのように実施するとよいのかということについて、保護者、そして保育者等もこれを共有した取組というのが重要なのではないかなと思うのです。

幼稚園や保育所の運動の大切さというものを、小学校にもつなげていくということが、幼保小、こども園も入りますか、の連携という上でも大切な視点になってくるのかなと考えますので、ただいまの報告への質問ではございませんが、私の考えを述べさせていただきました。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） ありがとうございます。

何か、それに関してございますか。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） 来年度の活動状況に関する点検評価の対象事業の選定に当たりましては、今、委員からいただいた御意見を参考に、例えば、今こちらの一覧表でいうところだと、21番の運動能力向上推進事業だったり、31番から33番あたりの食育指導推進事業、こういった部分も選定の対象に取り込みたいと考えております。

あと、体力向上の指標となりますと、主に小学校と中学校という形にはなってしまうのですがけれども、今年度、第2期石巻市教育振興基本計画に対しての実施計画を策定する年になっておりますので、その辺で実施計画の具体的な事業の中に、幼稚園の子供たちの体力向上というもの、そういった形で取り込めるか、検討させていただきたいと思います。

○委員（梶谷美智子君） よろしくお願ひします。

○教育長（宍戸健悦君） では、ちょうど今年が新しい教育基本計画の実施計画を、新しいバージョンのやつを今年度つくることになっていきますので、次年度のこの点検評価には、今のお話のようなのを十分反映することができるということですね。

よろしいでしょうか。

○委員（梶谷美智子君） はい、ありがとうございました。

○教育長（宍戸健悦君） では、ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

報告第7号 専決処分の報告について

専決第11号 石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、報告事項に入ります。

報告第7号「専決処分の報告について」の専決第11号「石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第11号 石巻市株式会社山大教職員等研修基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月9日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、昭和54年及び昭和55年に株式会社山大産業から頂いた寄附、合わせて1,500万円を原資に、株式会社山大教職員等研修基金条例を制定し、昭和60年度から平成12年度まで、基金の運用益を活用した教職員等の海外研修事業に助成を行っておりましたが、平成13年度以後は、金利の低迷により、事業を行うことができない状況であったことから、基金を有効活用した教職員の研修環境を充実させるよう改正を行うものであります。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第6回定例会議案の4ページ、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第6回定例会条例等新旧対照表の1ページを御覧願います。

初めに、第1条は、基金の設置について規定しておりますが、運用から生ずる収益金のみの活用を見直すとともに、海外に限定されている研修場所を国内研修でも基金を活用できるよう、範囲を拡大するものであります。

第2条は、元金を取り崩して事業へ充てることを可能とするため、削除し、第3条を第2条に繰り上げるものであります。

第4条及び第5条は、前条までの改正に伴う文言整理を行い、第4条から第6条までを1条

ずつ繰り上げるものであります。

次に、附則であります、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

専決第12号 石巻市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） では、なければ次に、報告第7号「専決処分の報告について」の専決第12号「石巻市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思います。

学校管理課長から説明をお願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第12号 石巻市公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月9日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本案は、類似目的の基金である石巻市公共施設等整備基金及び石巻市学校施設整備基金につきまして、事務の効率化と基金の適正な運用を図るため、石巻市学校施設整備基金を廃止し、石巻市公共施設等整備基金に整理統合することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第6回定例会議案の5ページ、併せまして、表紙番号3、令和4年教育委員会第6回定例会条例等新旧対照表の2ページを御覧願います。

初めに、第5条につきまして、第2項に「国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴い積み立てた額については、学校施設整備の財源にのみ充てるものとする。」を加えるものであります。

次に、附則であります、第1項は、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

第2項は、石巻市学校施設整備基金条例の廃止について規定するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（**穴戸健悦君**） ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（**穴戸健悦君**） よろしいですか。

専決第13号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第3号）

（教育委員会の事務に係る部分）

○教育長（**穴戸健悦君**） では、なければ次に、報告第7号「専決処分の報告について」の専決第13号「令和4年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）」についての報告を受けたいと思います。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（**今野良司君**） それでは、報告第7号 専決処分の報告についてのうち、専決第13号 令和4年度石巻市一般会計補正予算（第3号）（教育委員会の事務に係る部分）について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月9日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

なお、本補正予算につきましては、現在、石巻市議会第2回定例会において審議中となっております。

それでは、別冊の1ページから3ページを御覧願います。

歳入歳出予算の補正前の額から、歳入は4億8,088万6,000円を、歳出は4億8,028万6,000円を増額し、歳入総額は75億4,967万8,000円、歳出総額は75億4,907万8,000円とするものでございます。

それでは、主な内容について御説明いたします。

初めに、歳出から御説明申し上げますので、18ページを御覧願います。

10款1校3目教育指導奨励費の1、学力向上推進事業費に150万円を計上しておりますが、これは山大教職員等研修基金の活用方法の見直しに伴い、当該基金事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、不登校児童生徒対策費に38万円を計上しておりますが、これは不登校児童・生徒を組織的に支援するための学び支援教室の実践校指定に伴い、その運営に必要な備品購入費を措置したものでございます。

次に、3、学校安全総合支援事業費に344万1,000円を計上しておりますが、これは宮城県からの委託事業である地域連携型学校防災体制等構築推進事業の実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、20ページ、2項1目学校管理費の1、小学校保健費（新型コロナウイルス対策・学校教育課分）に2,021万2,000円を計上しておりますが、これはタブレットドリルのライセンス使用料など、新型コロナウイルス感染症対策に係る児童の学習保障等に要する経費を措置したものでございます。

なお、22ページ、3項1目学校管理費の1、中学校保健費（新型コロナウイルス対策・学校教育課分）に1,067万円を、24ページ、4項1目学校管理費の1、高等学校保健費（新型コロナウイルス対策・学校教育課分）に130万円を、同様に予算措置しております。

次に、20ページにお戻りいただきます。

2項1目学校管理費の2、小学校照明等落下防止対策事業費に1億205万円を計上しておりますが、これは市内各小学校屋内運動場の照明器具落下防止対策に要する経費を措置したものでございます。

なお、22ページ、3項1目学校管理費の2、中学校照明等落下防止対策事業費に6,101万5,000円を、24ページ、4項1目学校管理費の2、高等学校照明等落下防止対策事業費に1,100万円を、同様に予算措置しております。

次に、20ページにお戻りいただきます。

2項3目学校建設費の1、前谷地小学校水泳プール改築事業費に1億3,420万8,000円を計上しておりますが、これは補助内示のあった前谷地小学校水泳プールの改築事業に要する経費を措置したものでございます。

次に、22ページ、3項3目学校建設費の1、石巻中学校改修事業費に1億1,210万円を、同じく2、石巻中学校屋内運動場改修事業費に1,470万円を計上しておりますが、これらは石巻

中学校の施設改修に要する経費を措置したものでございます。

次に、26ページ、6項5目複合文化施設費に寄附金10万円を計上しておりますが、これは地方創生応援寄附金から財源振替措置したものでございます。

最後に、28ページ、7項3目学校給食費の1、賄材料費高騰対策事業費（新型コロナウイルス対策分）に761万円を計上しておりますが、これはコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策として、物価高騰に伴う食材の値上がり分に係る賄材料費を措置したものでございます。

続いて、歳入について御説明申し上げますので、4ページを御覧願います。

14款2項8目教育費国庫補助金に1億3,780万6,000円を計上しておりますが、この金額にはスポーツに関する予算が含まれており、教育委員会に係る分としては、1億3,530万6,000円を計上しております。

次に、8ページ、15款2項8目教育費県補助金に15万円、10ページ、15款3項5目教育費委託金に344万1,000円をそれぞれ計上しており、これらは各種事業等に対する国県支出金を措置したものでございます。

次に、12ページ、17款1項3目災害復旧費寄附金に79万7,000円が計上されておりますが、そのうち教育委員会に係る分として、東日本大震災に伴う学校教育等に関して寄せられた寄附金70万円を措置したものであります。

次に、14ページ、18款1項15目（株）山大教職員等研修基金繰入金に150万円を計上しており、これは株式会社山大教職員等基金を活用した各種研修の実施に要する経費に充当するため措置したものであります。

最後に、16ページ、21款1項8目教育債に4億1,860万円を計上しておりますが、この金額にはスポーツに関する予算が含まれており、教育委員会に係る分としては、3億860万円を計上しております。なお、これは歳出に計上いたしました各種事業に充当するための起債を措置したものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げますので、30ページを御覧願います。

前谷地小学校水泳プール改築事業並びに石巻中学校改修事業及び石巻中学校屋内運動場改修事業につきまして、令和5年度まで事業期間を要するため、債務負担行為を設定したものであります。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問ありませんか。

○委員（阿部邦英君） 質問ではないのですけれども。

○教育長（宍戸健悦君） 阿部委員。

○委員（阿部邦英君） 小・中・高校の照明の落下防止の工事の件ですけれども、これ非常に大事なことであり、結構なお金使っていますけれども、このような予算を取って行うというのは、非常にいいことだとは思いますが。

何か、そういう落下とか何かの事故、事例があったのですか。

○教育長（宍戸健悦君） お願いします。

学校管理課長。

○学校管理課長（大山健一君） 昨年の4月に、白石市の学校の方で、防球ネットを子供たちが、何とというか、揺すっていたのです。それが倒壊しまして、1名の生徒さんが亡くなったということで、そういう倒壊物とか落下物に対する補助というの、国交省の方で新たにつくりまして、このメニューによって補助を受けて実施するという、そういう工事でございます。

当初は、令和4年と令和5年の2か年で進める予定だったのですが、令和4年分が前倒しになりましたので、令和3年度にほぼ半数の学校で工事施行しまして、令和5年度分が令和4年に前倒しになりますので、今年度のこの補正予算で完結ということになります。

以上です。

○委員（阿部邦英君） 大変いいことだと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○教育長（宍戸健悦君） ほかに。

大和委員。

○委員（大和千恵君） 予算のところの質問とちょっと異なるのですけれども、21ページの小学校保健費の新型コロナウイルス対策のタブレットドリルのライセンスのところなのですけれども、実際、子供が春休みにタブレットのドリルを使っておりまして、3月までは順調にやっていたのですけれども、4月になったところで、やったデータが全て消えてしまうという不具合が起きてしまって、どこまでやったか分からなくなってしまったということがあったのですけれども、そのドリルの中身だったり、そういう不具合とかというの、定期的に子供たちとか学校側の意見を聞いて改善して行ってほしいなと思っております。

○教育長（宍戸健悦君） これについては。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） タブレットの通信機能だったり、あと、タブレットの内容自

体がまだアップグレードする余地があるようで、私の子供もデータが消えたって騒いでおりましたので、いろんなところで不具合が出ているようです。

それから、中学校の生徒が小学校の問題を解けるといのは、復習、小学校まで遡ってできるかなと思ったら、それもシステム上、今のところ難しいようで、今後、改善点がいっぱいあるかなと思っています。

○教育長（宍戸健悦君） では、これについては、ネット上でのデータのやり取りということになるので、そういう点についても、今後しっかり対応できるように、関係するところとよく調整をお願いいたします。

あと、学校の方にも、それを連絡して、子供や保護者にも十分説明を尽くしていただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

ほかに御質問ございませんか。

たくさんのお事業がありますけれども、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

報告第8号 専決処分の報告について

専決第14号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

○教育長（宍戸健悦君） それでは、なければ次に、報告第8号「専決処分の報告について」の専決第14号「石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例」についての報告を受けたいと思えます。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） それでは、報告第8号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本報告につきましては、令和4年石巻市議会第2回定例会に追加提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月16日付けで異議のない旨、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

石巻中学校の校舎等は、老朽化が著しいことから、今年度から長寿命化工事を行うこととしており、工事期間中に隣接する旧門脇中学校の校舎等を仮校舎等として使用するため準備を進

めてまいりましたが、計画どおり進める見通しが立ったことから、本条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容について、条文に従いまして御説明申し上げますので、表紙番号1、令和4年石巻市教育委員会第6回定例会議案の10ページ、併せて、表紙番号3、令和4年教育委員会第6回定例会条例等新旧対照表の3ページを御覧願います。

初めに、本条例の施行期日を規定した制定附則に見出しと項番号を付し、旧門脇中学校校舎等を仮校舎等として利用する予定である本年8月26日から令和6年3月31日までの間、石巻中学校の位置を石巻市泉町四丁目7番12号とすることを追加するものです。

次に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で報告を終わります。

○教育長（宍戸健悦君） ただ今の説明に対して、御質問ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

第43号議案 石巻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の出勤記録等 管理規程の一部を改正する訓令

○教育長（宍戸健悦君） なければ次に、審議事項に入ります。

第43号議案「石巻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の出勤記録等管理規程の一部を改正する訓令」を議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（今野良司君） ただいま上程されました第43号議案 石巻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の出勤記録等管理規程の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

本規程は、石巻市教育委員会が任命する一般職の職員の出勤記録及び出勤簿の管理に関し定めるものであり、本規程が制定された当時、教育長は教育委員会が任命する一般職の身分とされていたことから、本規程の対象とされておりました。しかしながら、教育委員会制度改革により、教育長は特別職の身分のみを有することとされ、教育委員会でも、平成27年第3回定例会に関係附則等の改正を提案し、議決をいただいたところであります。

本議案につきましては、当時の例規改正から漏れていたことが判明したため、改めて改正す

るものであります。

それでは、改正内容を御説明申し上げますので、表紙番号1の令和4年石巻市教育委員会第6回定例会議案の11ページ、併せて、表紙番号3の令和4年教育委員会第6回定例会条例等新旧対照表の4ページを御覧願います。

初めに、本規程は、教育長を含めた教育委員会職員全体に適用されることを踏まえ、題名を変更するものであります。

次に、第1条第1項の改正は、本規程が教育長を含めた教育委員会職員全体に適用されることを踏まえ、「石巻市教育委員会」を「教育長及び石巻市教育委員会」に改めるものです。

次に、同条第2項は、条文の整理を行うものです。

次に、第2条第1項の改正は、市長部局の出勤記録等管理規程に倣い、条文の整理を行うものでございます。

次に、同条第2項は、前項と同様に、市長部局の出勤記録等管理規程に倣い、条文の整理を行うものです。

最後に、同条第4項の改正は、市長部局の出勤記録等管理規程に倣い、教育長を含めた事務局局長等の出勤記録の管理について、教育総務課の出勤簿管理者が整理、保管するように改めるものでございます。

次に、附則でございますが、この訓令は令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、ただ今の説明に対して、御質問等ございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（**宍戸健悦君**） よろしいですか。

（「よろしいです」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） では、ないようでしたら、第43号議案「石巻市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の出勤記録等管理規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（**宍戸健悦君**） それでは、異議がありませんので、第43号議案については、原案のとおり可決いたします。

第44号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱い
に関する要綱の一部を改正する訓令

○教育長（宍戸健悦君） 次に、第44号議案「初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令」を議題といたします。

学校教育課長から説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（福田光一君） ただいま上程されました第44号議案 初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令について御説明申し上げます。

宮城県教育委員会教育長から、本年5月13日、初任者研修に係る非常勤職員の派遣等に関する要綱の一部改正について通知があったところです。

その改正内容であります。派遣職員派遣申請書等の様式から押印を削除し、特別有給休暇及び無給休暇等の取得対象者、取得期間等について、所要の改正を行うものです。

本議案は、この通知を受けまして、宮城県教育委員会と同様に、本要綱の改正を行うものです。

なお、本要綱の改正に当たり、宮城県教育委員会に確認したところ、県要綱に規定されている事項は、派遣後の市町村教育委員会においても適用されることから、本市要綱に同一の内容を規定する必要はないと回答を得たことから、今回、県要綱と重複した条項の削除を併せて行うものです。

それでは、改正内容につきまして御説明申し上げますので、表紙番号1、定例会議案の12ページ、併せて、表紙番号3の条例等新旧対照表の5ページから19ページまでを御覧願います。

初めに、第1条は、趣旨を規定しておりますが、適用される法令を明文化したものです。

次に、第4条及び第6条から第14条までは、サービス、退職及び休暇等について規定しておりますが、文言修正と併せて県要綱の規定が適用される条項を削除し、第15条を第9条に繰り上げるものです。

次に、第16条は、欠勤について規定しておりますが、各項の削除に伴う文言修正と条の繰り上げを行うものです。

次に、第17条は、休暇等の承認の専決権限について規定しておりますが、県要綱に合わせた文言修正と条の繰り上げを行うものです。

次に、第18条は、条の繰り上げを行うものです。

次に、別表第1及び別表第2は、年次有給休暇の付与日数を規定しておりますが、県要綱が適用されるため、削除を行うものです。

次に、様式第4号及び様式第6号は、退職願及び非常勤講師免職（退職）内申書が規定されておりますが、県要綱と同様に、各様式から押印の規定を削除するものです。

次に、様式第7号から様式第9号までは、休暇取得の様式が規定されておりますが、県要綱が適用されるため、削除を行うものです。

次に、様式第10号は、欠勤届の様式が規定されておりますが、県要綱に合わせて押印規定の削除を行うとともに、様式第7号に繰り上げるものです。

次に、附則であります。本訓令は令和4年6月30日から施行しようとするものです。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○教育長（宍戸健悦君） では、ただ今の説明に対して、御質問ございませんか。

（「ありません」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、第44号議案「初任者研修に係る宮城県教育委員会から派遣された非常勤講師の取扱いに関する要綱の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） 異議がありませんので、第44号議案については、原案のとおり可決いたします。

その他

○教育長（宍戸健悦君） それでは、審議事項を終了し、その他に入ります。

はじめに、委員の皆さんからございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○教育長（宍戸健悦君） それでは、各課長方からございませんか。

（発言する者なし）

○教育長（宍戸健悦君） よろしいですか。

(発言する者なし)

○教育長（宍戸健悦君） では、ないようでしたら、次回の定例会の日程について、お願いします。

○事務局（戸田正樹君） 次回、7月の定例会につきましては、7月28日木曜日、午後4時から開催する予定です。

当初、午後1時半からを予定しておりましたが、当日予定しております行事の開始時間を考慮して、時間を変更いたします。

場所につきましては、市役所4階、庁議室で開催いたします。

よろしく願いいたします。

○教育長（宍戸健悦君） では、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 6時38分閉会

教育長 宍戸健悦
署名委員 大和千恵